

福生市中小企業振興資金 融資制度のご案内

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

福生市中小企業振興資金融資制度とは

福生市内の中小企業の皆さんが必要な事業性資金を低利で受けられるように、取扱い金融機関より融資を行う制度です。金融機関等の審査を経て融資が決定した場合、市から利子補給や信用保証料の補助を受けることができます。なお、融資の申込みにあたっては、福生市・金融機関及び東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の審査があります。



2つの資金について

福生市中小企業振興資金融資制度には中小企業振興資金と小口零細企業資金の2種類があります。

中小企業振興資金



中小企業振興資金

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び個人であって、東京信用保証協会の保証の対象業種を営むもの。

小口零細企業資金



小口零細企業資金

中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第1号から第6号までに該当する小規模企業者であり、既に借り受けている信用保証協会の保証付融資残額が2,000万円以下であること。また、常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下であること。

問合せ 福生市生活環境部シティセールス推進課産業活性化グループ

住所 福生市本町18番地(もくせい会館)

tel.042-551-1699

資金案内

運転資金

- 限度額 **1,000**万円
- 融資期間 **84**か月以内
(据置期間6か月含む)
- 保証料補助 **1**
保証料総額に $\frac{1}{2}$ を乗じた額
- 資金使途 **2**
 - ・商品、原材料の仕入れ、手形決済等に必要な資金
 - ・他制度融資の借り換え資金

設備資金

- 限度額 **1,200**万円
- 融資期間 **120**か月以内
(据置期間6か月含む)
- 保証料補助 **1**
保証料総額に $\frac{1}{2}$ を乗じた額
- 資金使途 **2**
 - 事業に必要な店舗・工場・倉庫の新築、増築、改築又は業務車両、機械、じゅう器、土地及び建物購入等に必要な資金

開業資金

- 限度額 **1,000**万円
- 融資期間 **84**か月以内
(据置期間6か月含む)
- 保証料補助 **全額**
- 資金使途 **2**
 - 新たに事業を開始するために必要な資金及び開業後1年未満において当該事業を営むために要する資金

借換資金

- 限度額 **借換前の各資金の限度額を超えない範囲**
- 融資期間 **84**か月
(設備資金分を含む場合は120か月)
- 保証料補助 **1**
(据置期間6か月含む)
保証料総額に $\frac{1}{2}$ を乗じた額
- 資金使途 **2**
 - 2口以上の資金を1口にまとめることに要する資金

申込資格

運転資金・設備資金

1. 個人にあっては住所又は事業所を、会社にあつては事業所を市内に有し、かつ、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者であること。
2. 市税（区市町村民税及び固定資産税に限る。以下同じ）が年額3,000円以上の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。
3. 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。

開業資金

1. 開業資金の融資を受けて事業を開始することにより、福生市中小企業振興資金融資条例第2条第1号に定める中小企業者に該当することとなる会社又は個人であること。
2. 市内で新たに事業を営もうとする者又は市内で開業後1年未満の者であること。
3. 融資の決定を受けてから6か月以内に開業すること。
4. 許可又は認可が必要な事業を開始しようとする会社又は個人の場合は、開業資金の融資を申し込む際にその許可又は認可を受けていること。
5. 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。
6. 既に納期の経過した市税を完納していること。

借換資金

1. 市税が年額3,000円以上の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。
2. 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証を有すること。
3. 借換えにより2口以上の資金（運転資金、設備資金、開業資金の追加融資を含む。）を1口にまとめる場合は、既に融資を受けている特定金融機関の同意が得られていること。

注意事項

- 設備資金を利用する際には、原則として、発注後及び施工後の申込みは対象外です。
- 設備資金、開業資金及び借換資金の利用で設備資金分を含む融資の決定を受けた際には、施工完了後速やかに設備施行完了届を提出してください。提出後に保証料の補助を行います。
- 開業資金を利用する上で未開業である場合は、開業後速やかに開業届を提出してください。提出後に保証料の補助を行います。
- 市の借換資金は福生市同士の資金を一本におまとめする資金となっております。

必要書類（共通）

法人

<input type="checkbox"/>	1	融資申込書
<input type="checkbox"/>	2	事業所の所在がわかる地図
<input type="checkbox"/>	3	区市町村民税及び固定資産税の納税証明書の写し
<input type="checkbox"/>	4	法人税（その1）または事業税の納税証明書の写し
<input type="checkbox"/>	5	履歴事項全部証明書の写し※東京法務局で御用意いただいた登記印が押印されているものに限る
<input type="checkbox"/>	6	法人の印鑑登録証明書の写し
<input type="checkbox"/>	7	許認可が必要な事業については、許認可書の写し
<input type="checkbox"/>	8	直近前年度の決算書一式の写し
<input type="checkbox"/>	9	信用保証書の写し
<input type="checkbox"/>	10	情報提供に関する同意書

個人事業主

<input type="checkbox"/>	1	融資申込書
<input type="checkbox"/>	2	事業所の所在がわかる地図
<input type="checkbox"/>	3	区市町村民税及び固定資産税の納税証明書の写し
<input type="checkbox"/>	4	所得税（その1）または事業税の納税証明書の写し
<input type="checkbox"/>	5	住民票の写し
<input type="checkbox"/>	6	印鑑登録証明書の写し
<input type="checkbox"/>	7	許認可が必要な事業については、許認可書の写し
<input type="checkbox"/>	8	直近前年度の確定申告書一式の写し
<input type="checkbox"/>	9	信用保証書の写し
<input type="checkbox"/>	10	情報提供に関する同意書

その他必要書類

設備資金及び設備資金を含む場合

- 見積書、図面及びカタログの写し
- 購入予定車両業務用途申告書 ※車両購入の場合

開業資金の場合

- 開業計画書
- 代表者の納税証明書一式の写し
※法人の申し込みで納税証明書が取得できない場合
- 開業届または法人設立届出書

借換資金の場合

- 借換資金明細書
- 借換についての同意書 ※他行の残高が含まれる場合のみ

申込者がNPO法人の場合

- 事業報告書等提出書の写し
- 事業報告書の写し
- 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録の写し
- 年間役員名簿の写し
- 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の写し

注意事項

■ 福生市制度融資申込みについて

福生市の制度融資をご利用いただく場合、指定の金融機関を通して、お申込みいただいております。次ページの取扱い金融機関よりお申込みください。

■ 設備資金の資金使途について

1. 車両購入について

原則乗用車（3・5・7ナンバー等）は対象外とします。ただし、購入予定車両業務用途申告書を提出していただき、市が認めた場合には対象といたします。

2. 不動産賃貸業における収益物件に係る修繕費等について利用できるようになりました。

■ 保証料補助の支払い時期について

設備資金、開業資金及び借換資金の利用にて設備分の借入がある場合には、保証料補助の支払いは設備施行完了届が提出された後となります。

また、開業資金にて未開業の場合には開業届の提出後に支払います。

■ 借換資金の限度額について

借換資金の限度額は借換前の各資金の限度額の合計となります。ただし、借換資金の残高は借換前の各資金の残高を参考にすることとし、残高の減り方については借換資金利用時の各資金の内訳を割合にし、その割合に応じて減っていくものとします。借換資金を利用し、各資金を一つにまとめても各資金の利用可能額が増えるわけではございませんので御注意ください。借換資金を利用する際は残高に注意してください。

■ 保証料の相殺について

借換資金利用時に繰上償還による市へ返還していただく保証料と新たに補助する保証料が発生した場合には、保証料を差引きて計算し、補助又は請求いたします。

※繰上償還した資金が平成29年3月31日以前の申込みの場合には、返還していただく必要がありませんのでこれまでどおり補助いたします。

■ 融資決定の取消しについて

次に該当する場合、融資決定を取り消し、補助した保証料及び利子補給金を返還していただきます。

1. 偽りの申込みによって貸付決定を受けたとき。
2. 正当な理由がなく設備施工が著しく遅延し、完成の見込みがないとき。
3. 福生市中小企業振興資金融資条例第6条の申込資格を失うに至ったとき。
4. 当該設備を滅失したとき。
5. 前各号のほか、市長の指示に違反したとき。

■ 保証料返還規定の制定について

繰上償還した際に東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会から返戻金がある場合、返戻金額に市が負担した割合を乗じた金額の返還請求をいたします。※ただし、相殺できない場合に限りです。

また、市外転出等により制度融資要件非該当となった場合には、市外転出日の属する月の翌月分から完済までの期間分の保証料額に市が負担した割合を乗じた金額の返還請求をいたします（単純に期間のみで按分いたします。）。

※保証料等返還請求は平成29年4月1日以降申込分から行います。

■ 市税の納税要件について

運転、設備、借換資金を利用する場合、市税（区市町村民税または固定資産税）が年額3,000円以上の納税義務者であり、かつ既に納期を経過している市税を完納している必要があります。

なお、開業資金につきましては、既に納期を経過している市税を完納していれば要件を満たします。

取扱い金融機関

令和7年4月1日時点

□銀行

三井住友銀行	福生支店	福生市福生1006-7	042-552-3111
三菱UFJ銀行	立川支店	立川市曙町2-13-3	042-524-4121
りそな銀行	福生支店	福生市福生1048	042-551-1021
東日本銀行	府中支店	府中市美好町1-31-2	042-364-6511（府中支店） 042-846-0002（HNBローンプラザ立川）
山梨中央銀行	羽村支店	羽村市五ノ神2丁目1-8	042-555-2111

□信用金庫

青梅信用金庫	福生支店	福生市本町79-3	042-551-0111
	羽村支店	羽村市緑ヶ丘5-3-3	042-555-3211
西武信用金庫	福生支店	福生市福生768	042-551-1211
	牛浜支店	福生市牛浜95	042-552-6611
	拝島支店	昭島市松原町4-11-17	042-541-1120
多摩信用金庫	福生支店	福生市本町24	042-553-6111
	拝島支店	昭島市松原町4-13-20	042-545-4111
飯能信用金庫	青梅東支店	青梅市今寺4-5-32	0428-32-7383

□信用組合

大東京信用組合	福生支店	福生市福生1004	042-553-0611
---------	------	-----------	--------------

□農業協同組合

西多摩農業協同組合	福生支店	福生市本町16	042-553-0355
-----------	------	---------	--------------

福生市商工会は、あなたの身近なビジネスパートナーです！
融資相談・経営相談を行っております。お気軽に御相談ください。

商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展のために、総合的な活動を行う団体です。又、商工会は、商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の推進に資することを目的として、法律に基づき設立された公的団体です。

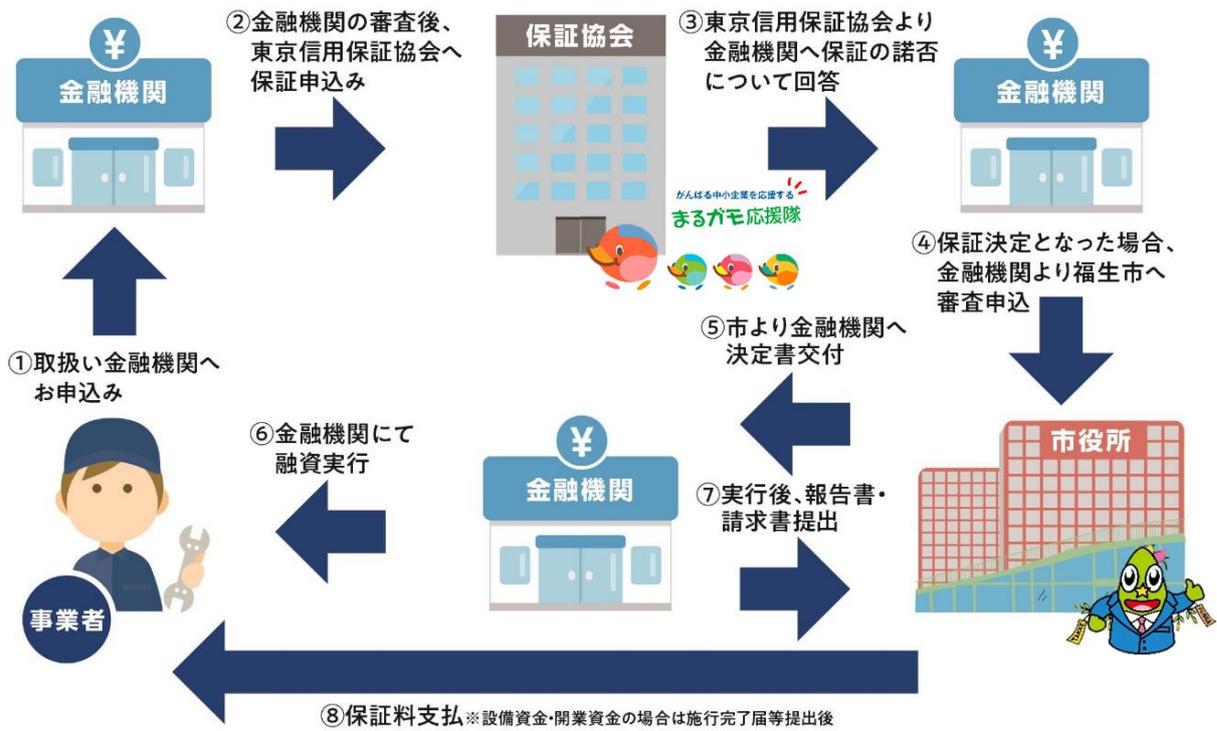
全国の市町村に約1,660の商工会があり、商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動を行っており、経営改善普及事業と地域総合振興事業を行っています。

福生市商工会

住所 福生市本町92番地5 扶桑会館
電話 042-551-2927



申請から融資までの流れ



繰上償還した場合

- 平成29年4月1日以降申込分から、繰上償還により、保証協会から保証料の返戻があった場合、当初補助した割合に応じて返還請求を行っております。

